

中津市環境美化に関する条例

平成21年12月18日
中津市条例第62号

(目的)

第1条 この条例は、市内の環境美化の促進及び市民等の快適な生活環境の確保を図るため、市、市民等、事業者及び土地の所有者等の責務を明らかにするとともに、ポイ捨て及び落書きの禁止並びに空き地の不良状態及び飼い犬等のふんの放置の防止等に関し、必要な事項を定めることにより、清潔できれいなまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に居住し、滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (2) 事業者 市内で事業活動を営む個人、法人その他の団体をいう。
- (3) 所有者等 市内にある土地、建造物、工作物、樹木又は自転車等の所有者、占有者及び管理者をいう。
- (4) 環境美化 道路、河川（河川敷を含む。）、水路、側溝、公園、空き地、建造物又は工作物及びその周辺を、清潔かつごみ等の廃棄物が散乱又は放置されていない状態に保つことをいう。
- (5) 空き缶等 空き缶、空きビン、空きペットボトルその他の容器（開栓後中身の入ったもの、栓及びふたを含む。）、たばこの吸殻、チューインガムの噛みかす、紙くずその他これらに類する物で投棄されることによってごみの散乱の原因となるものをいう。
- (6) ポイ捨て 道路、河川、公園、広場、駅その他公衆が利用し、又は通過することができる場所並びに他人の土地及び建造物又は工作物（以下、「公共の場所等」という。）において、散乱の原因となるような方法で空き缶等をみだりに投棄し、又は放置することをいう。
- (7) 落書き 建造物、工作物又は樹木（以下、「建造物等」という。）の所有者等の承諾を得ず、当該建造物等にペンキ、絵の具、墨汁等の顔料又は染料等を使用し、文書又は図画を書く行為及び石又は器物を使用し、文書又は図画を刻み付け、傷つける行為をいう。
- (8) 空き地 現に人が使用していない土地（人が使用している土地の未使用部分を含む。）をいう。
- (9) 雑草等 雑草、枯れ草又はこれらに類するかん木類をいう。
- (10) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。
- (11) 不良状態 雑草等が繁茂し、若しくは密生したまま放置され、又は廃棄物が放置されており、その状態が次に掲げる状態のいずれかに該当する場合をいう。
 - ア 犯罪、災害又は交通事故の発生を誘発するおそれのある状態
 - イ 衛生害虫の発生等人の健康を阻害し、又は阻害するおそれのある状態
 - ウ 廃棄物の不法投棄を誘発する原因となるおそれのある状態
 - エ 周囲の美観を著しく損なう状態
 - オ その他市民の生活環境を阻害するおそれがある状態
- (12) 飼養 犬、猫、その他愛がん動物（以下、「犬等」という。）を自らの管理下に置き、給餌及び排泄物等の適正な処理を行い、犬等を健康かつ衛生的に飼育することをいう。
- (13) 屋外広告物 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。
- (14) 自転車等 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車及び同法第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (15) 駐輪場 一定の区画を限って設置された自転車等及び自動二輪車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。）の駐車のための施設をいう。
- (16) 自転車等の放置 自転車等の所有者等又は利用者（以下、「利用者等」という。）が、長時間にわたり自転車等を離れて、直ちに当該自転車等を移動させることができない状態に置くことをいう。

(17) 放置自転車等 相当の長期にわたり、放置されている自転車等をいう。

(市の責務)

第3条 市は、清潔できれいなまちづくりを推進するために必要な施策を実施するとともに、市民等、事業者及び土地の所有者等に対する環境美化に関する意識の向上及び啓発に努めるものとする。

2 市は、この条例の目的を達成するため、環境美化活動を推進する各種団体の指導、育成及び支援に努めるものとする。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、市が実施する清潔できれいなまちづくりを推進するために必要な施策に協力するとともに、自らが生活し、活動し、又は通過する場所の環境美化に努めるものとする。

2 市内に居住する者は、その居住する地域において行われる環境美化活動に協力するように努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、市が実施する清潔できれいなまちづくりを推進するために必要な施策に協力するとともに、当該事業所及びその事業活動に使用する場所の周辺の環境美化に努めるものとする。

2 事業者は、その事業及び事業活動により市内の美観を損なわないように努めるものとする。

3 事業者は、その従業員に対し、環境美化に関する意識の向上及び啓発を行うように努めるものとする。

(所有者等の責務)

第6条 土地及び建造物等の所有者等は、市が実施する清潔できれいなまちづくりを推進するために必要な施策に協力するとともに、当該土地、建造物等及びその周辺の環境美化に努めるものとする。

2 土地及び建造物等の所有者等は、当該土地及び建造物等の管理を自ら行うことができない場合は、適当な管理者を指定し、又は管理することができる者に依頼して、当該土地、建造物等及びその周辺の環境美化に努めるものとする。

(ポイ捨ての禁止)

第7条 何人も、ポイ捨てを行ってはならない。

(喫煙時の遵守事項)

第8条 何人も、屋外で喫煙しようとするときは、吸殻を処理する用具を携帯し、又は吸殻入れ等が設置されている場所で喫煙するように努めるものとする。

(飼い犬等の適正な管理)

第9条 犬等の所有者等（所有者又は占有者以外の者が一時的に飼養し、又は管理する場合は、その者を含む。以下「飼い主」という。）は、自ら飼養する犬等（以下、「飼い犬等」という。）が、周辺の衛生環境及び美観を損なわないように、中津市畜犬取締条例（昭和40年中津市条例第39号）に定めがあるもののほか、この条例の定めるところにより飼養しなければならない。

2 飼い主は、当該飼い犬等の飼養をやめようとするときは、自らの責任において適切な措置を講じなければならない。

(飼い主の遵守事項)

第10条 飼い主は、飼い犬等を屋外に連れ出す場合は、当該犬等のふんを回収する用具を携行し、当該犬等のふんにより公共の場所等を汚したときは、当該ふんを直ちに回収し、適正に処理しなければならない。

2 飼い主は、飼い犬等が屋外又は敷地外に逃げ出す（一時的に屋外に出る場合を含む。）ことがないよう必要な措置を講じなければならない。

(飼い主以外の市民等の遵守事項)

第11条 何人も、自ら飼養する意思又は能力がないときは、飼い主がいない犬等及び野生の動物に餌付けする等みだりに給餌行為をしてはならない。

(自転車等の利用者等の遵守事項)

第12条 自転車等の利用者等は、やむを得ず公共の場所等（駐輪場を除く。）に自転車等を駐車する場合は、歩行者及び通行車両の迷惑とならないよう努めるとともに、駐車場所周辺の環境美化に努めるものとする。

2 自転車等の利用者等は、当該自転車等を長期間放置しないように努めるものとする。

(放置自転車等の撤去等)

第13条 公共の場所等の管理者は、その管理する場所に自転車等を放置しないよう注意を促す措置を講ずるよう努めるものとする。

2 公共の場所等の管理者は、その管理する場所に放置自転車等がある場合で、当該放置自転車等が歩行者、当該公共の場所等の利用者又は通行車両の迷惑となっているときは、その管理権に基づき、当該放置自転車等の撤去又は適当な場所への移動、整理を行う等、適正な措置を講ずるよう努めるものとする。

(宣伝物等の回収及び清掃)

第14条 公共の場所でビラ、チラシその他の宣伝の用に供する物品（以下「宣伝物等」という。）を配布し、又は配布させた者（以下「配布者等」という。）は、当該公共の場所及びその周辺において宣伝物等がごみとなって散乱しないように必要な措置を講じなければならない。

2 配布者等は、当該配布終了後において、当該配布場所周辺に配布した宣伝物等が投棄され、放置され、又は散乱している場合は、これを回収又は清掃する等の措置を講じなければならない。

(屋外広告物の掲示等の制限)

第15条 屋外広告物を掲示又は表示する者は、屋外広告物法、大分県屋外広告物条例（平成12年大分県条例第37号）その他関係法令を遵守するとともに、周辺の環境美化に努めるものとする。

(回収容器の設置等)

第16条 自動販売機を設置し、又はこれにより飲食物その他の物品を販売しようとする者（以下、「自動販売業者」という。）は、設置及び販売する場所に近接して空き缶等の回収容器を設置し、定期的に当該回収容器内の空き缶等の回収を行う等適正に管理しなければならない。

2 自動販売業者は、自らが管理する自動販売機周辺の環境美化に努めるものとする。

(空き地の管理)

第17条 空き地の所有者等は、当該空き地が不良状態とならないよう常に適正な管理に努めるものとする。

2 空き地の所有者等は、当該空き地が不良状態となった場合は、速やかにこれを解消するため、除草、かん木の剪定、枯れ草の除去、投棄された廃棄物の撤去その他必要な措置を講じなければならない。

(落書きの禁止)

第18条 何人も、落書きをしてはならない。

2 市、市民等、事業者並びに土地及び建造物等の所有者等は、自らが管理する建造物等に落書きを発見した場合は、速やかに当該落書きを消去する等環境美化に努めるものとする。

(指導及び勧告)

第19条 市長は、本条例の規定に違反（第17条第2項においては、空き地が不良状態になるおそれがあると認められる場合を含む。）した者（事業者を含む。）に対し、必要な改善措置を講ずるよう指導及び勧告することができる。

(氏名等の公表)

第20条 市長は、第7条、第9条第2項、第10条、第11条、第14条、第16条第1項及び第17条第2項の規定に違反し、前条の規定に基づく勧告を受けた者（事業者を含む。）が、正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その者の氏名（事業者としての名称を含む。）及び勧告の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定に基づく公表を行おうとするときは、あらかじめ当該公表の対象となる者に對し、その理由を通知し、意見を述べる機會を与えなければならない。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(中津市空き缶等の散乱の防止による環境美化に関する条例等の廃止)

2 中津市空き缶等の散乱の防止による環境美化に関する条例（昭和62年中津市条例第10号）及び中津市あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例（昭和59年中津市条例第31号）は、廃止する。